



ひと、暮らし、みらいのために

宮城労働局

Miyagi Labour Bureau

<https://isite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/>

Press Release

報道関係者 各位

令和5年1月19日(木)

【照会先】

宮城労働局労働基準部健康安全課

課長 菅原 武

課長補佐 熊谷昭彦

産業安全専門官 増川賢一

(電話番号) 022-299-8839

## 令和4年の労働災害発生状況(速報値)について

宮城労働局(局長 小林 健)では、このたび、令和4年の労働災害発生状況(速報値)をとりまとめましたので公表します。

《死亡者数は15人(前年と同数)、死傷者数は4,250人(前年同期比1,538人・56.7%増加)》

県内事業場において、令和4年1月1日から同年12月31日までの間に発生した労働災害による死亡者数(以下、「死亡者数」という。)は15人、また、休業4日以上<sup>1</sup>の死傷者数(以下、「死傷者数」という。)は4,250人となっています。

1 令和4年1月1日から12月31日までに発生した労働災害について、労働基準監督署に提出のあった労働者死傷病報告のうち、休業4日以上のもの、かつ、令和5年1月10日までに提出されたものを集計しています。

### 《死傷者数は過去最高、原因は新型コロナウイルス感染症》

死傷者数は、昭和48年に現在の統計となって以来、最も多くなる見込みです。

死傷者数増加の主な要因は、新型コロナウイルス感染症へのり患によるものの増加であり、これによる死傷者数は1,901人で、前年同時期に比べて1,619人(574.1%)増加しています。

労働災害統計は、毎年、翌年4月に確定しています。

概要は、裏面のとおりです。



## 【令和4年の労働災害発生状況（速報値）の概要】

### 1 死亡者数及び死傷者数（速報値）の年別推移

平成29年以降の死亡者数及び死傷者数（12月末速報値）、死傷者数（確定値）の推移はグラフ1のとおりであり、令和3年以降、死傷者数の増加が顕著となっている。

### 2 死亡者数

重点業種別では、「建設業」が5人（前年比±0人）で最も多く、次いで、「製造業」4人（前年比3人・300%増）、「陸上貨物運送業」2人（前年比2人・50.0%減）の順に多くなっている。（表1、2）

### 3 死傷者数

#### (1) 業種別死傷者数

重点業種別では、「製造業」498人（全体の11.7%）、「建設業」372人（全体の8.8%）、「陸上貨物運送事業」313人（全体の7.4%）、「小売業」343人（全体の8.1%）、「社会福祉施設」974人（全体の22.9%）となっている。（表1）

前年同期に比べて、「社会福祉施設」（652人・202.5%増）が大幅に増加し、「陸上貨物運送事業」（61人・16.3%減）は減少している。

#### (2) 月別死傷者数

「8月」が751人（全体の17.7%、前年同期比222.3%増）で最も多く、次いで、「7月」496人（全体の11.7%、前年同期比124.4%増）、「1月」428人（全体の10.1%、前年同期比19.6%増）の順に多くなっている。（グラフ2）

#### (3) 事故の型別死傷者数

新型コロナウイルス感染症のり患によるものを含む「その他」が1,932人（全体の45.5%）で最も多く、次いで、「転倒」729人（全体の17.2%）、「墜落・転落」385人（全体の9.1%）、「動作の反動・無理な動作」296人（全体の7.0%）の順に多くなっている。（グラフ3）

特に、前年同期に比べて、「その他」（1,624人・527.3%増）が大幅に増加しているほか、「転倒」（20人・2.8%増）や「はさまれ・巻き込まれ」（48人・21.6%増）も増加している。

#### (4) 年代別死傷者数

「40歳代」が955人（全体の22.5%）で最も多く、次いで、「50歳代」895人（全体の21.1%）、「20歳代」793人（全体の18.7%）の順に多くなっている。（グラフ4）

### 4 新型コロナウイルス感染症のり患による死傷者数

(1) 死傷者数は1,901人で、前年同期に比べて1,619人（574.1%）増加している。

(2) 業種別では、「保健医療業」が1,531人（「社会福祉施設」771人、「医療業」758人）で最も多く、次いで、「製造業」91人、「建設業」88

人の順に多くなっている。(グラフ5)

- (3) 月別では、「8月」が596人で最も多く、次いで、「7月」275人、「11月」173人の順に多くなっている。(グラフ6)

**【添付資料】**

資料1 グラフ1～6、表1、2

資料2 リーフレット「宮城年未年始労働災害防止強化運動」

資料3 リーフレット「Safawork 向上宣言」

資料4 リーフレット「職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため～取組の5つのポイント～を確認しましょう！」

**【参考事項】**

宮城労働局「第13次労働災害防止推進計画」<sup>2</sup>では、令和4年までに、平成29年に比べて死亡者数を15%以上、死傷者数を5%以上減少させることを主な目標としています。

2 計画期間：平成30年度～令和4年度

重点業種：製造業、建設業、陸上貨物運送事業、小売業及び社会福祉施設

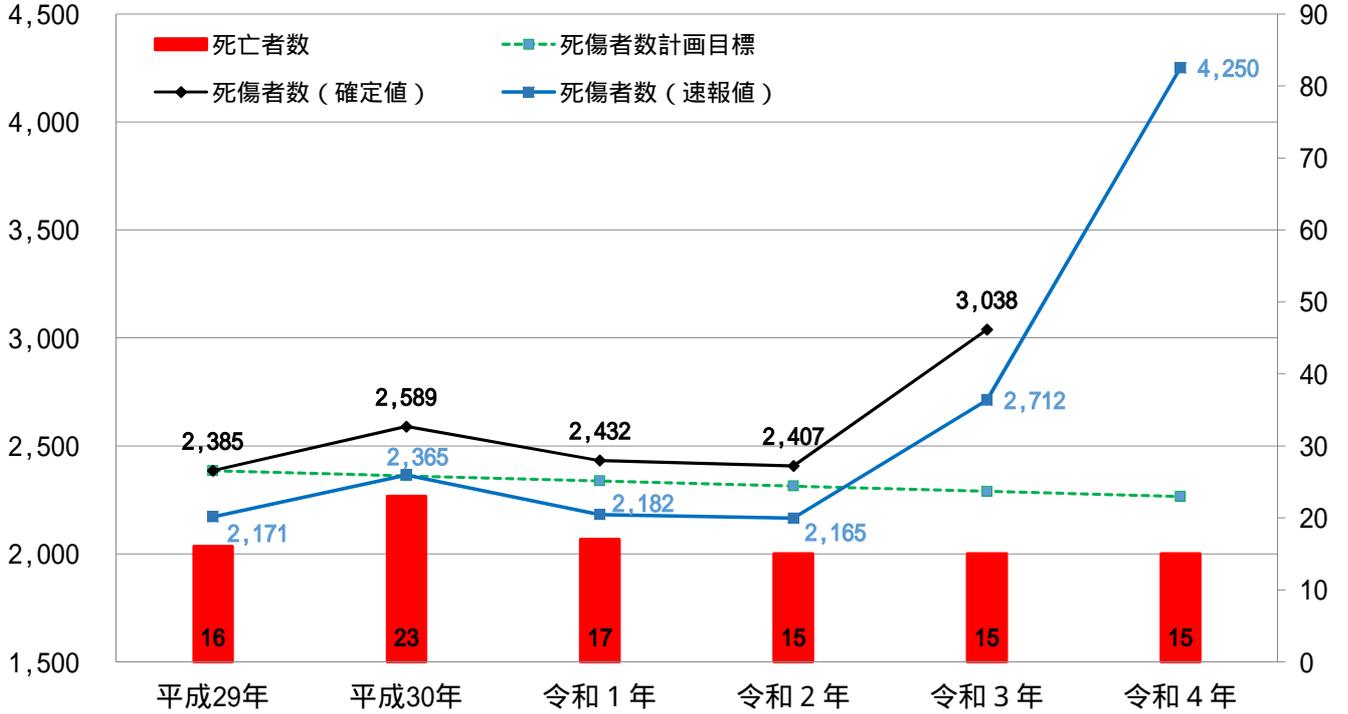
(グラフ1)

資料 1

(死傷者数)

12月末速報値等の推移

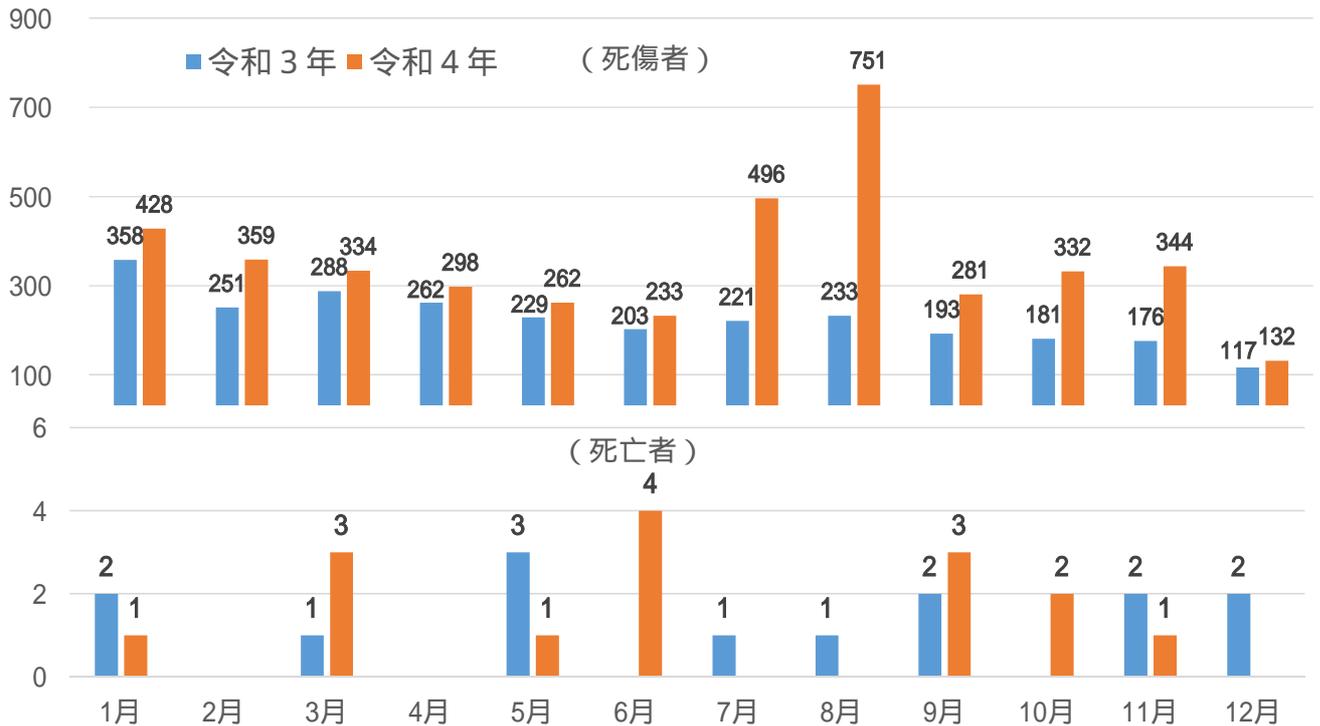
(死亡者数)



(グラフ2)

(人)

月別死傷者数

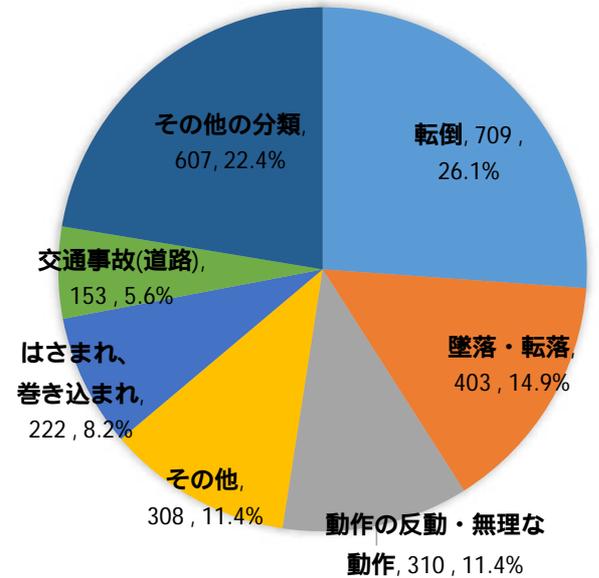
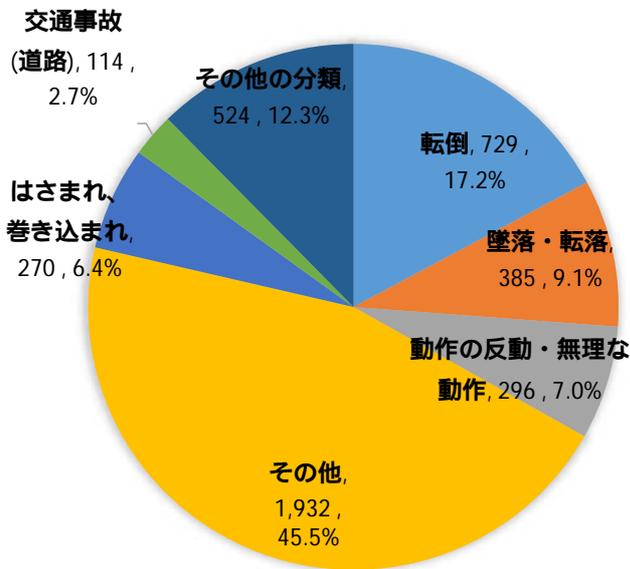


(グラフ3)

事故の型別死傷者数

令和4年(全4,250人)

令和3年(全2,712人)

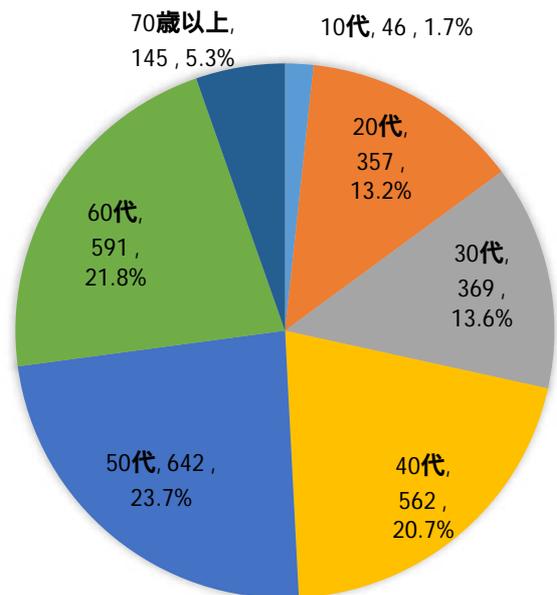
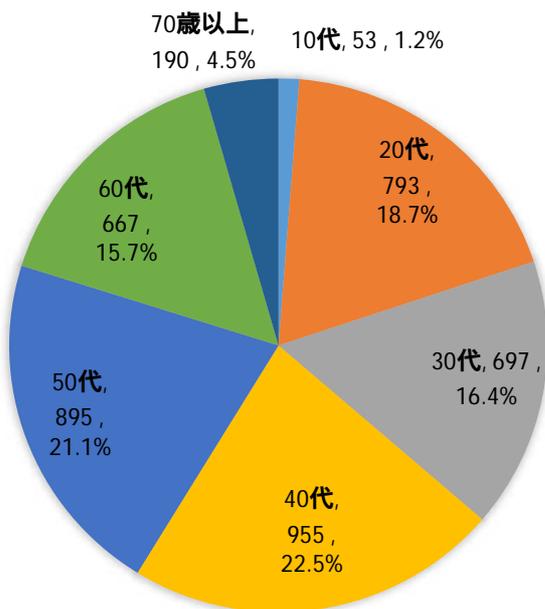


(グラフ4)

年代別死傷者数

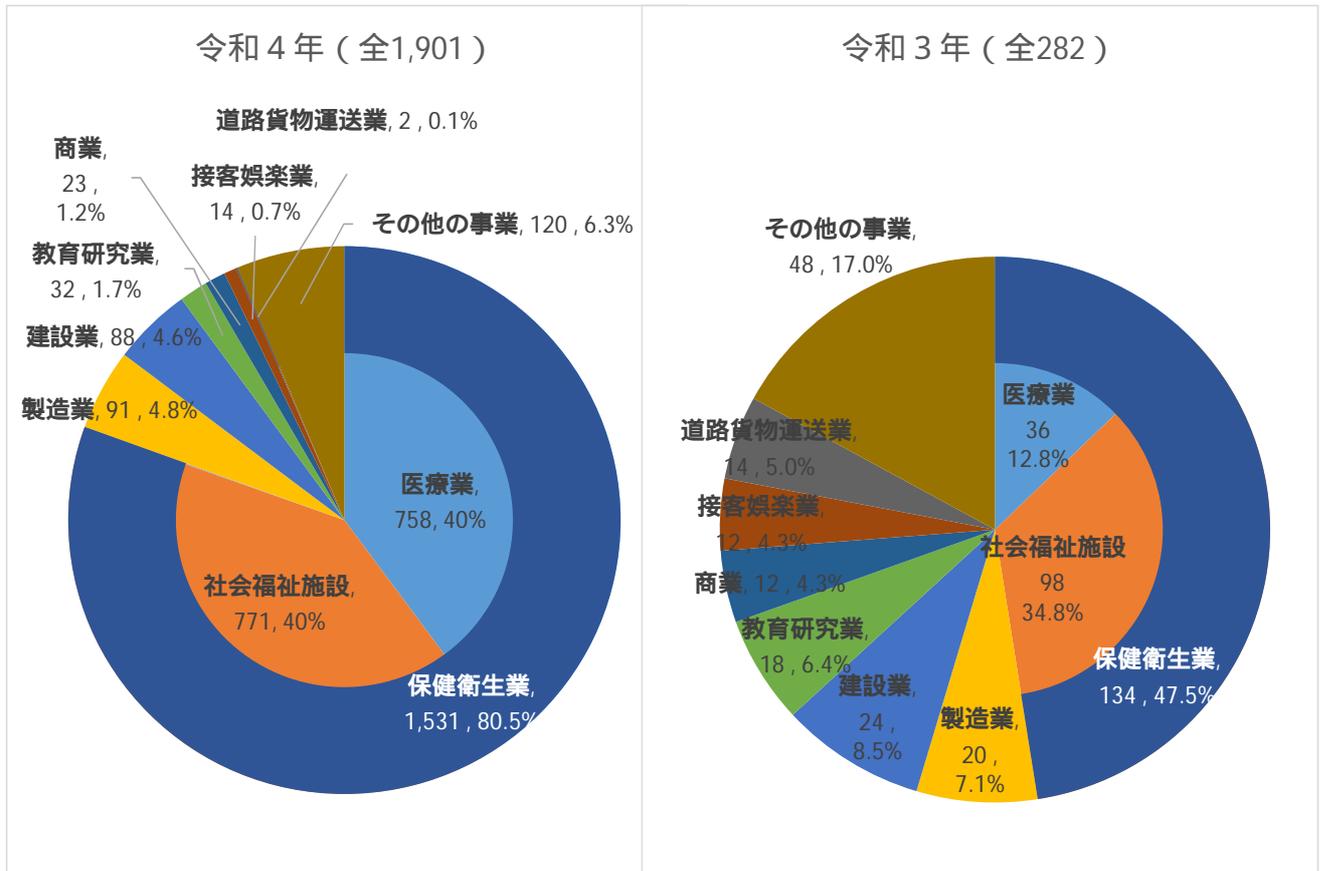
令和4年(全4,250人)

令和3年(全2,712人)



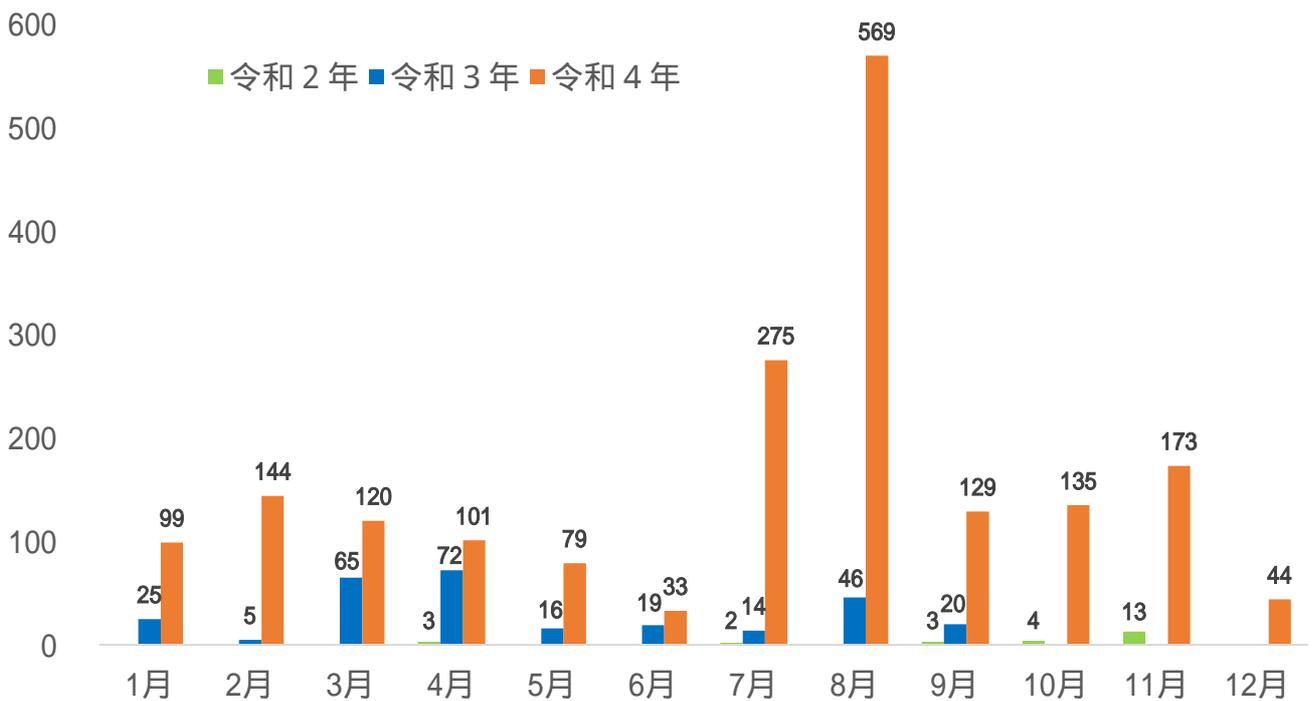
(グラフ5)

新型コロナウイルス感染症のり患による死傷者数業種別内訳



(グラフ6)

新型コロナウイルス感染症のり患による死傷者数の月別推移



(表1)

## 主な業種別死傷者数(カッコ内は死亡者数)

	令和4年速報値 (1月~12月)	令和3年速報値 (1月~12月)	令和4年と令和3年の比較		令和3年確定値 (1月~12月)
			増減数	増減率	
全産業	4,250人 (15人)	2,712人 (14人)	+ 1,538 ( + 1人)	+ 56.7%	3,038人 (15人)
製造業	498人 (4人)	464人 (1人)	+ 34 ( + 3人)	+ 7.3%	543人 (1人)
建設業	372人 (5人)	311人 (6人)	+ 61 ( - 1人)	+ 19.6%	342人 (5人)
陸上貨物運送事業	313人 (2人)	374人 (3人)	- 61 ( - 1人)	- 16.3%	415人 (4人)
第三次産業	2,923人 (2人)	1,430人 (4人)	+ 1,493 ( - 2人)	+ 104.4%	1,583人 (4人)
商業	488人 (0人)	444人 (3人)	+ 44 ( - 3人)	+ 9.9%	504人 (3人)
小売業	343人 (0人)	308人 (3人)	+ 35 ( - 3人)	+ 11.4%	351人 (3人)
保健衛生業	1,798人 (0人)	426人 (1人)	+ 1,372 ( - 1人)	+ 322.1%	470人 (1人)
社会福祉施設	974人 (0人)	322人 (1人)	+ 652 ( - 1人)	+ 202.5%	359人 (1人)

(表2)

## 令和4年 宮城県内における死亡災害の概要

令和5年1月11日時点速報

	業種	労働者数	事故の型	発生状況
	発生月	時間帯	起因物	
1	その他の事業 (17.2.9)	100～299人	転倒	業務終了後、従業員駐車場で、自家用車に乗る前に駐車場外周部の側溝に転倒した。
	1月	19時台	その他の構築物等	
2	道路貨物運送業 (4.3.2)	10～49人	飛来・落下	ジャッキで持ち上げた低床セミトレーラ車体下でグリス作業を行っていたところ、ジャッキが外れて車体が落下し、車体と地面との間に挟まれた。
	3月	10時台	トラック	
3	道路貨物運送業 (4.3.2)	10～49人	交通事故	トレーラーで走行していたところ、路面凍結によりスリップして橋の欄干に衝突、キャビンが欄干を超えて30m下に墜落して炎上した。
	3月	19時台	トラック	
4	その他の建築工事業 (3.2.9)	10～49人	激突され	自社加工場の裏山の法面（傾斜40度）において、チェーンソーで偏心木（高さ13.4m、胸高直径約20cm）の伐木作業中、はね上がった伐倒木が激突した。
	3月	14時台	立木等	
5	農業 (6-1-1)	10人未満	墜落、転落	乗用型の農業機械に乗車して畑に移動中、道路幅約4mの砂利道の法面から転落した。
	6月	10時台	その他の一般動力機械	
6	道路建設工事業 (3-1-6)	10～49人	激突され	クレーン機能付きのドラグ・ショベルで荷を吊り上げて移動中に当該ドラグ・ショベルが転倒し、近くにいた労働者が荷の下敷きになった。
	6月	7時台	掘削用機械	
7	自動車整備業 (1-17-1)	10～49人	爆発	タンクローリーのタンクを補修するためアーク溶接を行った際に、タンク内のガソリン蒸気に着火して爆発した。
	6月	19時台	引火性の物	
8	製材業 (1-4-1)	10人未満	はさまれ、巻き込まれ	製材機に丸太を供給するコンベアーの下部に、機械を停止しないまま立ち入って機械にはさまれた。
	6月	11時台	木材加工用機械	
9	土木工事業 (3-1-99)	10人未満	墜落、転落	足場解体作業中に足場から転落した。
	6月	8時台	足場	
10	産業廃棄物処理業 (15-1-2)	50～99人	切れ、こすれ	ディスクグラインダーで金属を切断中に砥石が太腿部に接触し失血死した。
	9月	16時台	研削盤 パフ盤	
11	河川土木工事業 (3-1-7)	10人未満	転落、墜落	高さ約3メートルの擁壁から墜落した。
	9月	15時台	仮設物構築物等	
12	土木工事業 (3-1-99)	10～49人	崩壊、倒壊	土留めを設置作業中に、設置箇所上部の法面が崩壊し土砂に埋まった。
	9月	10時台	地山、岩石	
13	合板製造業 (1-4-2)	100～299人	はさまれ、巻き込まれ	ベニア板を運搬する電動スタッカーリフトと生産設備のフレームにはさまれた。
	10月	8時台	動力運搬機	
14	その他の鉄鋼業 (1-10-9)	10～49人	はさまれ、巻き込まれ	フライス盤による作業中、せり出してきた位置決め装置と本体テーブルの間にはさまれた。
	10月	17時台	ボール盤、フライス盤	
15	畜産業 (7-1-1)	10人未満	はさまれ、巻き込まれ	たい肥製造設備の混合スクリー修繕のため、内容物を撤去作業中、スクリーに巻き込まれた。
	11月	14時台	混合機	



笑顔で過ごそう年末年始



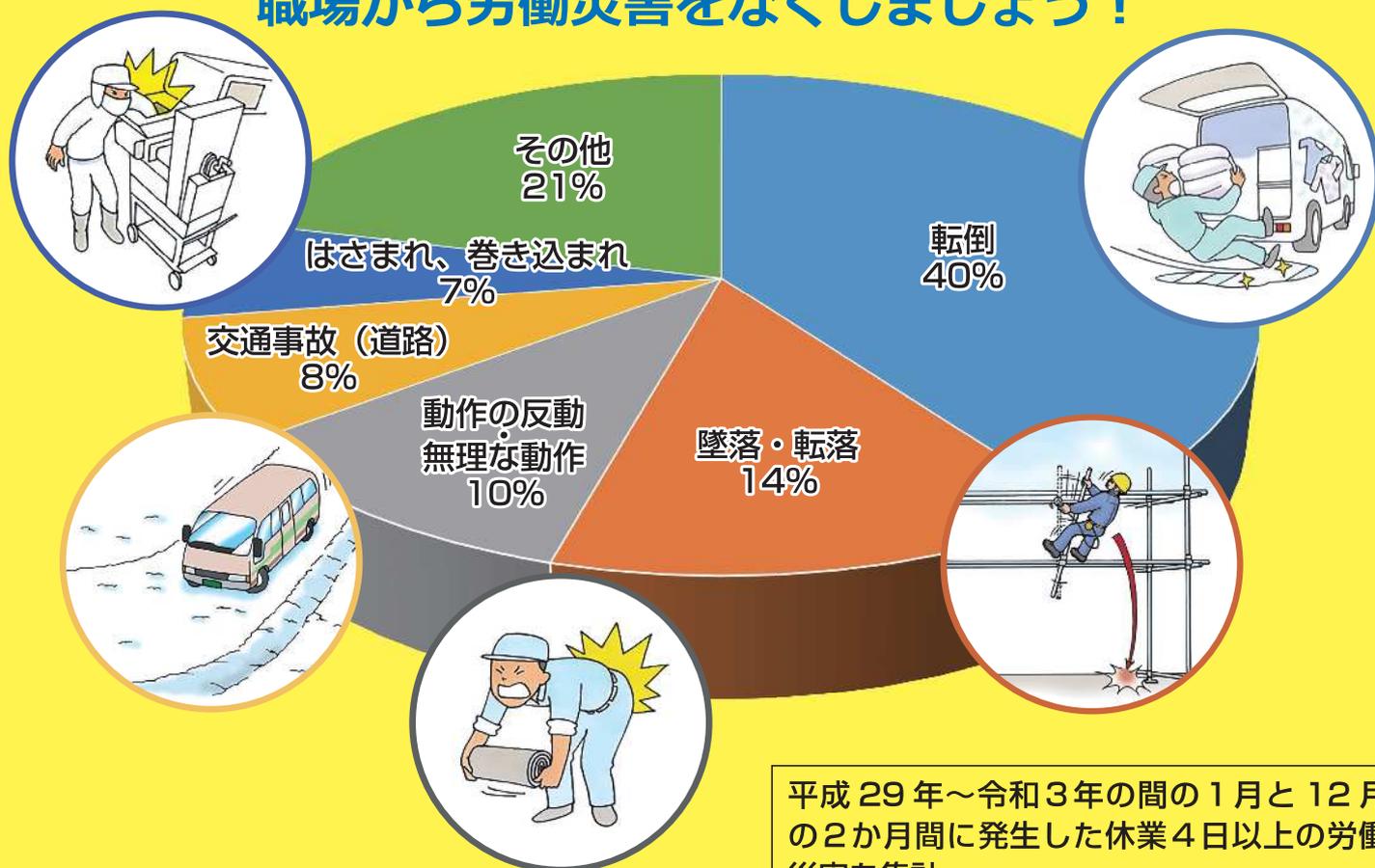
# 令和4年度 宮城年末年始 労働災害防止強化運動

令和4年12月1日～令和5年1月31日

## Safework

ゼロ災 MIYAGI

職場から労働災害をなくしましょう！



平成29年～令和3年の間の1月と12月の2か月間に発生した休業4日以上  
の労働災害を集計

主唱 宮城労働局、各労働基準監督署  
協賛 中央労働災害防止協会東北安全衛生サービスセンター、建設業労働災害防止協会宮城県支部、  
陸上貨物運送事業労働災害防止協会宮城県支部、港湾貨物運送事業労働災害防止協会宮城県  
支部、林業・木材製造業労働災害防止協会宮城県支部、公益社団法人宮城労働基準協会

# 令和4年度「宮城年末年始労働災害防止強化運動」実施要綱

## 1 趣旨、目的

年末年始は、日没時間の早まりによる視界不良、積雪や凍結などによる作業環境の悪化に加えて、心理的にも慌ただしくなる時季であることから、労働災害の防止についても、最も多い事故の型である転倒災害の防止をはじめ、これらの事情を踏まえた取組が必要となる。また、多くの事業場において業務繁忙期となるため、労働時間管理や健康管理への配慮もより一層重要となり、加えて、引き続き新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策も不可欠である。

このようなことから、県内すべての労働者が健康でこの時期を過ごすことができるよう、県内の各労働災害防止団体等が実施する労働災害防止運動などとともに全県下で展開するものである。

なお、本年度においても新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を徹底して実施することとする。

## 2 実施期間

令和4年12月1日（木）から令和5年1月31日（火）まで

## 3 主唱者

宮城労働局、各労働基準監督署

## 4 協賛者

中央労働災害防止協会東北安全衛生サービスセンター、建設業労働災害防止協会宮城県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会宮城県支部、港湾貨物運送事業労働災害防止協会宮城県支部、林業・木材製造業労働災害防止協会宮城県支部、公益社団法人宮城労働基準協会

## 5 実施者

各事業場

## 6 実施事項

### (1) 主唱者及び協賛者が実施する事項

- ア 資料等の作成、配付や各種広報媒体を利用した本運動の周知、啓発
- イ 発注機関や各団体に対する本運動の積極的展開のための協力要請
- ウ 安全衛生パトロール
- エ 各事業場に対する指導・援助

### (2) 実施者が実施する事項

- ア 「Safework 向上宣言」を活用するなどした事業主等による安全衛生方針の表明
- イ 安全衛生活動の点検、評価、改善及び新たな安全衛生計画等の作成
- ウ 事業主等による安全衛生パトロール
- エ 作業内容の変更等に伴う安全衛生教育
- オ 作業場、設備、保護具、通路、標識や表示等の一斉点検
- カ 大掃除等に伴う4S（整理、整頓、清掃、清潔）活動
- キ 新年の作業開始時における安全確認
- ク 労働時間の適正管理と過重労働の防止
- ケ 長時間労働を行った労働者に対する医師の面接指導等
- コ 「取組の5つのポイント」や「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」の活用による新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止

～ 職場の安心・安全を推進し、今日よりもっといい明日を～

# 「Safework 向上宣言」

宮城労働局ホームページに掲載します



宣言の例

宣言日 令和 年 月 日

**Safework**  
ゼロ災 MIYAGI

事業場名 労働サービス株式会社  
代表取締役名 (白線で書きましょう) 代表取締役 衛生次郎

**Safework 向上宣言**

すべての社員及び取引先の皆様が健康で安全に働ける職場づくりに取り組めます。

【実施事項】

- 1 安全衛生対策計画を作成して、計画的に安全衛生活動を推進する。
- 2 安全衛生委員会を十分に検討し、社員の声を反映した対策を実施し、労働環境の改善を図ります。
- 3 人材育成のため、安全研修、防災訓練等を実施し、能力向上を促すとともに、労働災害の発生を防止します。
- 4 安全衛生、環境、労務、消費等を統合し、総合力を向上させます。

宮城労働局、中央労働災害防止協会東北安全衛生サービスセンター、建設業労働災害防止協会宮城県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会宮城県支部、港湾貨物運送事業労働災害防止協会宮城県支部、林業・木材製造業労働災害防止協会宮城県支部、公益社団法人宮城労働基準協会

「Safework 向上宣言」は、労働者が健康で安全に働くことができる職場環境づくりなどに向けた事業主の意思を表明する取組みです。

事業場内の見やすい場所に掲示するなどして企業内に外に周知していただくほか、ご希望により宮城労働局ホームページに掲載します。是非、ご活用ください。

● 詳しくは宮城労働局ホームページで

セーフワーク向上宣言

検索



【お問合せ先】 宮城労働局労働基準部健康安全課（電話 022 - 299 - 8839）  
仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎 8階

「Safework 向上宣言」は、以下の機関が運営しています。

宮城労働局・労働基準監督署、中央労働災害防止協会東北安全衛生サービスセンター、建設業労働災害防止協会宮城県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会宮城県支部、港湾貨物運送事業労働災害防止協会宮城県支部、林業・木材製造業労働災害防止協会宮城県支部、公益社団法人宮城労働基準協会

## 職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため ～取組の5つのポイント～を確認しましょう！

職場における新型コロナウイルス感染症対策を実施するために、まず次に示す～取組の5つのポイント～が実施できているか確認しましょう。

～取組の5つのポイント～は感染防止対策の基本的事項ですので、未実施の事項がある場合には、「**職場における感染防止対策の実践例**」を参考に職場での対応を検討の上、実施してください。

厚生労働省では、職場の実態に即した、実行可能な感染症拡大防止対策を検討していただくため「**職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト**」を厚生労働省のホームページに掲載していますので、具体的な対策を検討する際にご活用ください。

職場における感染防止対策についてご不明な点等がありましたら、都道府県労働局に設置された「**職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー**」にご相談ください。

### ～取組の5つのポイント～

実施できて いれば <input checked="" type="checkbox"/>	取組の5つのポイント
	テレワーク・時差出勤等を推進しています。
	体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。
	職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。
	休憩所、更衣室などの「場の切り替わり」や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。
	手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。

# テレワークの積極的な活用について

- 厚生労働省では、テレワーク相談センターにおける相談支援、労働時間管理の留意点等をまとめたガイドラインの周知等を行っています。
- さらに、テレワークの導入にあたって必要なポイント等をわかりやすくまとめたリーフレットも作成し、周知を行っています。
- こうした施策も活用いただきながら、職場や通勤での感染防止のため、テレワークを積極的に進めてください。

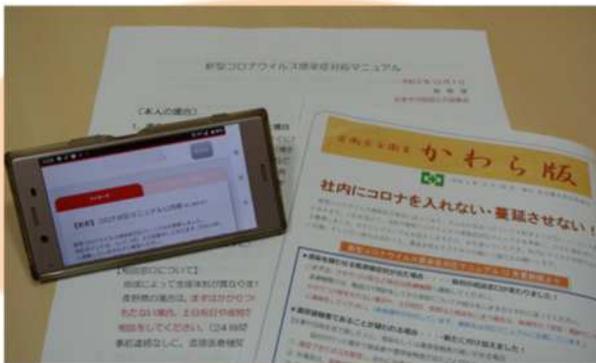
リーフレットは厚生労働省ホームページからダウンロード可能です。



# 職場における感染防止対策の実践例

## 体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルール

### 新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応手順の作成（製造業）



- 感染者が発生した場合の対応手順を定め、社内イントラネットや社内報で共有した。
- [手順]  
感染リスクのある社員の自宅待機  
濃厚接触者の把握  
消毒  
関係先への通知など

手順全文は（独）労働者健康安全機構 長野産業保健総合支援センターホームページからダウンロード可能です。



### 体調確認アプリの活用（その他の事業）



- 従業員が日々の体温等の体調を入力し、管理者が入力状況を確認できるアプリを活用して、体調に異常のある者に対して在宅勤務やかかりつけ医への電話相談等の対応を促している。

本事例では、長崎県健康管理チャットサービス（N-CHAT）を使用

### サーマルシステムの導入（社会福祉法人）



- サーマルシステムを施設受付入口に設置し、検温結果が37.5以上の者の入場を禁止している。
- 本システムでは、マスクの着用の検知を行い、マスクの未着用者には表示と音声で注意喚起を行う仕組みとなっている。

## 密とならない工夫

### ITを活用した対策（建設業）



- スマートフォン用無線機を導入し、社員同士や作業従事者との会話に活用。3密を避けたコミュニケーションをとるようにした。

### ITを活用した説明会の開催（その他の事業）



- WEB方式と対面方式併用のハイブリッドの説明会を開催した。
- 対面での参加者に対しても、席の間隔を空ける、机にアクリル板を設置するなどの対策を行った。

# 職場における感染防止対策の実践例

## 感染リスクが高まる「5つの場面」を避ける取り組み

職場では、特に「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室など）に注意が必要

### 休憩所での対策（小売業）



- 休憩室の机の中央を注意喚起付きのパーテーションで区切り、座席も密とならないよう二人掛けにし、対面とならないよう斜めに配置した。

### 昼休みの時差取得（製造業）

区分	就業時間	休憩時間	労働時間
1直	7:00 ~ 16:00	① 11:00 ~ 12:00	8.0Hr
		② 11:30 ~ 12:30	
2直	16:00 ~ 1:00	① 20:00 ~ 21:00	8.0Hr
		② 20:30 ~ 21:30	

※休憩時間の3密回避のため、時間帯を二つに分けることとする。

- 休憩時間の3密回避のため、労使協議の上、休憩時間帯を2つに分けることとした。

## 感染防止のための基本的対策

### 入館時の手指等の消毒（宿泊業）



- 宿泊者と従業員の感染防止のため、ホテル入口の消毒液設置場所に、靴底の消毒のためのマットを設置した。

### 複数人が触る箇所の消毒（製造業）



- 複数人が触る可能性がある機械のスイッチ類を定期的に消毒することを徹底した。

## その他の取り組み

### 外国人労働者への感染防止対策の周知（建設業）

**((( 感染症防止5 )))** Phòng chống nhiễm khuẩn 5 (Coronavirus)

- ・ 手洗い うがい 確実に！
- ・ 十分とろう 睡眠は！
- ・ 毎朝検温 忘れずに！
- ・ 人混み避けよう！マスクせよ！
- ・ 必ず換気 休憩所！

- ・ Rửa tay súc miệng chắc chắn!
- ・ Có đủ giấc ngủ!
- ・ Đừng quên kiểm tra nhiệt độ mỗi sáng!
- ・ Hãy tránh đám đông! Đặt trên một mặt nạ!
- ・ Hãy chắc chắn để thông gió khu vực còn lại!

- 建設現場に入場する外国人向け安全衛生の資料に、新型コロナウイルス感染症の注意点を外国語に翻訳したものを掲載し、周知徹底を図った。

## 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- このチェックリストは、感染症対策の実施状況について確認し、職場の実態に即した対策を労使で検討していただくことを目的としたものです。
- 職場での対策が不十分な場合やどのような対策をすればよいかわからない場合には、感染症対策の実践例を参考に検討してください。
- 項目の中には、業種、業態、職種などにより対応できないものがあるかもしれません。すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありませんが、可能な項目から工夫しましょう。
- 職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐにできることを確実に継続して、実施いただくことが大切です。

### 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

項	目	確認
1 感染予防のための体制		
	・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明し、労働者に対して感染予防を推進することの重要性を伝えている。	はい・いいえ
	・事業場の感染症予防の責任者及び担当者を任命している。（衛生管理者、衛生推進者など）	はい・いいえ
	・会社の取組やルールについて、労働者全員に周知を行っている。	はい・いいえ
	・労働者が感染予防の行動を取るよう指導することを、管理監督者に教育している。	はい・いいえ
	・安全衛生委員会、衛生委員会等の労使が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実現可能な対策を議論している。	はい・いいえ
	・職場以外でも労働者が感染予防の行動を取るよう感染リスクが高まる「5つの場面」や「新しい生活様式」の実践例について、労働者全員に周知を行っている。	はい・いいえ
	・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）を周知し、インストールを労働者に勧奨している。	はい・いいえ
2 感染防止のための基本的な対策		
(1) 事業場において特に留意すべき事項である「取組の5つのポイント」		
	・「取組の5つのポイント」の実施状況を確認し、職場での対応を検討の上、実施している。	はい・いいえ
(2) 感染防止のための3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い		
	・人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空けることを求めている。	はい・いいえ
	・会話をする際は、可能な限り真正面を避けることを求めている。	はい・いいえ
	・外出時、屋内にいるときも会話をすると共に、症状がなくともマスクの着用を求めている。	はい・いいえ

チェックリストは  
厚生労働省  
ホームページから  
ダウンロード可能です。



## 職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー連絡先

受付時間

平日（月～金曜日）

午前 8:30～午後 5:15

北海道	011-709-2311	石川	076-265-4424	岡山	086-225-2013
青森	017-734-4113	福井	0776-22-2657	広島	082-221-9243
岩手	019-604-3007	山梨	055-225-2855	山口	083-995-0373
宮城	022-299-8839	長野	026-223-0554	徳島	088-652-9164
秋田	018-862-6683	岐阜	058-245-8103	香川	087-811-8920
山形	023-624-8223	静岡	054-254-6314	愛媛	089-935-5204
福島	024-536-4603	愛知	052-972-0256	高知	088-885-6023
茨城	029-224-6215	三重	059-226-2107	福岡	092-411-4798
栃木	028-634-9117	滋賀	077-522-6650	佐賀	0952-32-7176
群馬	027-896-4736	京都	075-241-3216	長崎	095-801-0032
埼玉	048-600-6206	大阪	06-6949-6500	熊本	096-355-3186
千葉	043-221-4312	兵庫	078-367-9153	大分	097-536-3213
東京	03-3512-1616	奈良	0742-32-0205	宮崎	0985-38-8835
神奈川	045-211-7353	和歌山	073-488-1151	鹿児島	099-223-8279
新潟	025-288-3505	鳥取	0857-29-1704	沖縄	098-868-4402
富山	076-432-2731	島根	0852-31-1157		

雇用調整助成金の特例措置に関するお問い合わせはこちら  
 < 学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター >

0120-60-3999